

台風に対する船舶対応表

体制	発令時期	措置事項
注意体制	<p>水島港が台風等に伴う強風圏(15m/s)に入る12時間以上前の昼間(08:00-17:00)に発令する。</p> <p>倉敷市に暴風警報若しくは強風注意報の発令が予想される場合又は、倉敷地域に竜巻注意情報が発令された場合に発令する。</p>	<p>各バースの台風対策責任者は、船舶荷役の進捗状況、入出港予定等を勘案のうえ、台風等の来襲に備えた、バース使用計画(作業計画)に移行すること。また、天候が急変した場合にも適切な措置が図られるよう関係者に対し、必要な指示を与えとともに、通報連絡体制の強化を図ること。</p> <p>船舶代理店(船主、船舶運航者を含む、以下同じ)は、関係船舶の船長に対し、「注意体制」の発令を伝達するとともに、荷役の中止、港外避泊に対応出来る態勢を整えさせること。また、港外避泊をする場合の水先人、曳航の要否を確認しておくこと。</p> <p>内海水先人会は、必要な水先人の確保方法等について、検討しておくこと。</p> <p>「注意体制」が発令されて以降、新たに入港着岸(着棧)の為運航を開始する喫水12.50m以上の船舶は、その運航について水島港長の指導を受けること。 ※この場合、第二警戒体制が発令されたときに、港内での係留避泊が認められていない船舶で、第一警戒体制発令中に喫水を12.50m以下に軽減することが出来ないと予想される船舶は、原則として入港させない。</p>
第一警戒体制	<p>水島港が台風等に伴う強風圏(15m/s)に入る6時間前に発令する。(昼夜を問わない)</p> <p>倉敷市に強風注意報が発令され、水島港に影響を及ぼすと予想される場合に発令する。</p>	<p>各バースの台風対策責任者は、関係船舶及び係留施設の安全確保について直接指揮すること。</p> <p>台船、艇、海上クレーン、その他操船性能の低い船舶等は、速やかに作業を中止し、安全な場所に避難すること。</p> <p>船舶代理店は、船長および乗組員を在船させ、何時でも荷役中止、港外避泊等の指示に対応出来る体制を取らせること。</p> <p>船舶等の荷役中止、避泊等の措置は、「台風等来襲時における船舶の避泊等に関する基準」に従って、各バースの台風対策責任者が実施し、その実施状況を水島港長に報告すること。</p> <p>各バースの台風対策責任者は、引き続き「第二警戒体制」が、夜間に発令されると予想される場合には、昼間の間に「第二警戒体制」に準じた措置を実施すること。 (夜間、出港できない船舶等は、昼間の間に発令しておく)</p>
第二警戒体制	<p>水島港が台風等に伴う暴風圏(25m/s)に入る6時間前に発令する。(昼夜を問わない)</p> <p>倉敷市に暴風警報が発令され、水島港に影響を及ぼすと予想される場合に発令する。</p>	<p>総ての船舶等は、速やかに荷役(作業)を中止し避泊すること。</p> <p>・危険物積載船の水島港内での避泊は認められない。</p> <p>・水島港内での避泊は、「台風等来襲時における船舶の避泊等に関する基準」により実施するものとし、その実施状況を水島港長に報告すること。</p> <p>なお、「第二警戒体制」発令時に、台風の中心付近の最大風速が35m/s以上で、水島港が台風の右半円に入る可能性がある場合には、総トン数1000トン以上の船舶の港内避泊は認められない。 但し、造船所のバースについては別途指示による。</p>

※「台風等来襲時における船舶の避泊等に関する基準」:水島港長の指導のもとに各バースの管理者が制定のうえ、水島港長に提出したものをいう。

※ 台風等の進路・勢力・強風圏等の予測は、公的機関の発表する気象情報を基準とする。